平成２２年（フ）第１９５５号
横浜市港南区日野中央２丁目36番５号　内田荘101号
債務者　林　　文子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７号
北海道旭川市台場４条１丁目５番３号
債務者　坂口　実穂（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８８号
北海道旭川市末広３条10丁目２番４号
債務者　吉田　和恵（旧姓西本）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
北海道帯広市南町南７線28番地48
債務者　菊地　勝已
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
北海道帯広市西十六条南41丁目１番５号
債務者　小澤　直輝
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６１９号
神奈川県藤沢市辻堂元町６丁目１番６号　アルカディアＡ―203号室
債務者　立川聡太郎
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２０号
神奈川県藤沢市辻堂元町６丁目１番６号　アルカディアＡ―203号室
債務者　立川菜弥華（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９３０号
横浜市港南区港南２丁目５番12号　カーサクレモナ104
債務者　田中とも子こと　尹　　東漢
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３４号
岡山市北区下伊福西町４番３―２号　メゾンベールＡ―１
債務者　高橋　　肇
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４号
秋田県大仙市長野字開２番地４
債務者　竹内　　亨
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４３９号
川崎市川崎区桜本１丁目15番２号　畑山荘102
債務者　加藤　俊男
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
岡山県赤磐市東軽部901番地１
債務者　土居　賢二
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５１号
岡山市北区東島田町２丁目７番20―205号
債務者　山下　綾子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６８号
岡山市東区可知２丁目６番６―402号
債務者　七田　　篤
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６９２号
東京都練馬区貫井３丁目47―15
債務者　伊藤　貴広
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８５５号
東京都墨田区立花１丁目28―３―1005
債務者　森田　秀和
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８５６号
東京都墨田区立花１丁目28―３―1005
債務者　森田　教子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部